

# 性別にかかわらず、 個性と能力を発揮できる弁護士会を

## 第1回 連載開始にあたって

男女共同参画推進本部 本部長代行

齋藤 義房 (26期)



### 弁護士会における男女共同参画の意義

日本国憲法は、個人の尊重と性による差別の禁止を定めている。国連は、1979年に女性差別撤廃条約を採択した。わが国も、1999年に男女共同参画社会基本法を制定し、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮する社会の実現を「21世紀の最重要課題」と位置づけている。

しかしながら、世界経済フォーラム (WEF) の「男女格差報告2013年」によると、日本は、対象136ヶ国中の105位という遅れた状況にある。

日弁連は、2007年の定期総会で、基本的人権の擁護と社会正義の実現を担っている弁護士会こそが自ら男女共同参画を実現することで、社会の先駆的モデルになろうと決議した。

当会も、2008年6月に「東京弁護士会男女共同参画推進本部」を設立し、2011年10月の常議員会で、「男女共同参画基本計画」と同計画を実現するアクションプログラムを決定した。以来、当本部は、多岐にわたる活動を実行している。

### 当本部の取組み

第1は、会務の方針決定への女性会員の参加の推進である。具体的には、2016年末を目途に、①当会の理事者 (会長、副会長) に毎年女性が含まれるようにする、②全ての委員会の正副委員長のうち1人以上を女性にする、③委員会の女性委員が25%以上となることを目指すなどの目標を立てた (現状は、総務や刑事法、司法制度改革などをテーマとする委員会への女性会員の参加は、10%以下である)。そして、目標を実現する環境整備を進めるために、毎年、女性会員が理事者に直接意見を述べる会などを実施している。

第2は、女性会員の業務における差別的是正と業務分野の拡大・開発である。「性別を理由とする差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントを防止する規則

の制定や「性差別、セクシュアル・ハラスメント苦情相談窓口」の開設などを行っている。

第3は、ワーク・ライフ・バランスの実現のための活動である。出産・育児に伴う会費免除や会務活動義務免除の制度、出産等に伴う研修義務猶予制度、研修や会務活動参加時に4階「和室」を子どもの一時待機場所として提供する制度などを実現している。また、女性会員のためのメーリングリストを立ち上げ、会員が出産・育児、介護等と仕事を両立させるノウハウや情報を共有する制度を立ち上げている。

### 今回の連載の目的

当本部は、男女共同参画推進の各種制度を提案し、いまも新制度の開発を検討中である。ところが、これらの制度の存在や取組みの情報が必ずしも会員の中に伝わっていない。今後、LIBRAの隔月連載において、順次、制度や活動の詳細な情報を提供していきたいと考えている。今回は、育児に伴う会費と会務活動の免除制度を活用した会員の体験記を掲載する。弁護士会における男女共同参画の推進に、会員の皆様のご理解とご協力をお願いしたい。

#### 女性会員メーリングリストに登録しませんか？

事務所内や依頼者とのトラブル、家事と仕事の両立、会務活動、職務に関する悩みごとなどのほか、「便利な託児所を教えてください」といった身近な問題まで自由に情報交換することができます (あくまでも当会における男女共同参画を推進するためのMLです。それ以外の目的には利用いたしません)。

以下の当会ホームページをご参照の上、人權課までご連絡下さい。

(東弁ホームページのトップページ→「会員サイトへ」→ログイン後、「委員会」→「委員会一覧」→「男女共同参画推進本部」→「女性会員メーリングリスト」)

【会員サイトログインURL】

<https://www.toben.or.jp/members/>